

健康保険課より大切な
お知らせです！

令和3年度の国民健康保険被保険者証更新が始まります！ コスモス色からそら色へ

被保険者証は受取間違いが生じないように簡易書留で郵送いたします！
ご自宅にてお受け取りください。



国保税の未納のない方を対象に、3月上旬から中旬までの発送を予定しておりますので、4月以降もご自宅に届いていない場合は、お手数ですが石垣市役所 健康保険課までご連絡をお願いします。

※郵送時にご不在で、郵便局の保管期間（7日間）を過ぎたものは市役所健康保険課の窓口でのお受け取りになります。再送はいたしませんのでご理解ください。

下記の方は、従来通り窓口でのお手続き後に更新となります。

★修学特例（マル学）の方（継続&新規）

【在学中の方（継続）】

- ・学生証または在学証明書

【新入生（新規）】 転出届を行う場合

- ・入学証明書または入学金領収書
- ・お子様のマイナンバーが分かるもの
- ・来庁保護者の顔写真付き身分証明書



★住所地特例の方（継続&新規）

- ・在園（在所）証明書
- ・ご本人のマイナンバーが分かるもの
- ・来庁ご家族または施設の方の顔写真付き身分証明書

※お手続きは3月31日までに上記必要書類をお持ちの上ご来庁ください。

★修学特例（マル学とは）

進学のために住所を異動し、保護者の仕送りのみで生計を立てている学生の国保税を、石垣市在住の保護者の世帯員として引続き利用できるようにするための手続です。

卒業または退学（休学）など学生ではなくなった場合は喪失の届け出が必要になります。

＼国保税の納め忘れはありませんか？／

国保税は加入者を支える大事な財源です。
納期内納付をお願いします。



マスクつけてね

窓口で更新される方（受付：3/1～）

- ・国保税の未納がある方（納付確認後）・修学特例（継続・新規）・住所地特例（お手続き後施設へ郵送）
- お気軽にご相談ください。お待ちしております。

【問合せ】市役所健康保険課 ☎ 82-8126・87-9040 FAX 82-8300

被保険者証は令和3年4月1日～令和4年3月31日までの有効期限となっておりますが、下記に該当する方は有効期限が異なりますので、ご確認をお願いいたします。

☆令和3年度中に70歳を迎える方

被保険者証の有効期限は誕生日の末日（1日生まれの方は前月の末日）

※例 8月11日誕生日の場合 → 有効期限：8月31日、8月1日誕生日の場合 → 有効期限：7月31日
新しい被保険者証は被保険者証兼高齢受給者証となり、有効期限が切れる前に簡易書留で郵送します。

☆令和3年度中に75歳を迎える方

被保険者証の有効期限は誕生日の前日 ※例 10月11日誕生日の場合 → 有効期限：10月10日

誕生日を迎える前に後期高齢者医療保険よりお手続きのご案内があります。

☆外国籍の方

令和3年度中に在留期限を迎える方は在留期限と同じ有効期限になります。
在留期限を更新される方は更新後に市役所健康保険課までお越しください。

